

鳥取県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年2月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東伯関金線	東伯郡琴浦町大字浦安字北島408-8地先から 同町大字鋤字七窪田570-1地先まで	変更前	6.5~34.0	2,881.0
		変更後	12.0~44.0	3,083.0
倉吉東伯線	東伯郡琴浦町大字上伊勢字神子田126地先から 同町大字下伊勢字往還端510-1地先まで	変更前	8.0~16.0	233.0
		変更後	13.0~27.0	233.0
福永由良線	東伯郡琴浦町大字鋤字屋敷257-6地先から同 大字字七窪田570-1地先まで	変更前	11.0~29.0	325.0
		変更後	11.0~43.0	325.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東伯野添線	変更前	東伯郡琴浦町大字浦安字北島408-8地先から 同町大字光好字石田井449地先まで	6.5~35.8	3,186.0
		東伯郡琴浦町大字浦安字北島140-2地先から 同町大字光好字石田井439-2地先まで	12.0~44.0	3,612.0
	変更後	東伯郡琴浦町大字浦安字北島408-8地先から 同町大字光好字石田井449地先まで	12.0~44.0	3,660.0